

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	船舶交通の安全と海上の治安を確保する		評価方式	総合(実績)事業	番号	5-19
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	84,162,113	81,773,587	82,598,597	64,659,699		
	<0>	<0>	<0>	<0>		
（ 補 正 後 ）	98,253,378	102,096,476	82,598,597			
	<0>	<0>	<0>			
前年度繰越額（千円）	4,336,412	5,895,713				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	102,589,790	107,992,189				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	95,680,696	101,965,268				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	5,895,713	2,779,403				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	1,013,381	3,247,518				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4「政策評価調書（個別表②）」参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	該当なし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	個別表①-3「評価結果の予算要求等への反映内容」欄参照					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	船舶交通の安全と海上の治安を確保する					番号	5-19		政策評価結果等 による見直し額		
	(千円)										
	予 算 科 目								22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項						
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	海難審判所	海難審判費	海難審判に必要な経費		35,230	33,952		
	A	2	一般	海上保安庁	船舶交通安全及海上治安対策費	船舶交通安全及び治安対策に必要な経費		53,732,875	47,216,355		
	A	3	一般	海上保安庁	船舶建造費	船舶建造に必要な経費		24,457,682	13,531,505		
	A	4	一般	海上保安庁	航路標識整備事業費	航路標識整備事業に必要な経費		4,372,810	3,877,887		
	小計								82,598,597	64,659,699	
対応表に おいて◆ となっているもの											
	小計										
対応表に おいて○ となっているもの											
	小計										
対応表に おいて◇ となっているもの											
	小計										
合計								82,598,597	64,659,699		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:海上保安庁
 担当者(連絡先):小堀(742730)

評価実施時期:平成22年8月

政策名	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	番号	○安全-5-19
-----	--------------------	----	----------

政策の概要
 すべての人々が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。

【評価結果の概要】

(総合的評価)
 薬物・銃器事犯の摘発やテロ活動未然防止に係る2指標については、目標達成に向けて概ね順調に推移しているが、犯罪組織の複雑化、広域化、手口の巧妙化は今後も進むことが予想されることから、各指標における事務事業を一層強力に推進していくことが必要である。また、目標達成に向けて順調に推移していない海難及び航行安全に係る2指標については、自然発生要因に影響されるという側面はあるものの、海域利用者個々の意識の啓発、必要な情報提供、海難発生時の即応体制確保といったソフト、ハード両面からの施策を着実に実施することが重要であり、今後も、その手法については不断の見直しを進めていくことが必要である。

(必要性)
 薬物の低年齢層への蔓延、銃器を用いた暴力団抗争に民間人が巻き込まれるといった社会問題は依然として後を絶たず、わが国の治安を脅かす最大要因ともなっている。これらが我が国に流入する経路としては、空路か海路しかなく、海上保安庁としては海路からの流入を未然に防止する水際での摘発強化を図る必要がある。また、アメリカ9.11テロ以降、世界的に対テロ対策が叫ばれる中、わが国臨海部には原子力発電施設や石油備蓄基地等が多数存在し、これら施設に対するテロ行為は我が国の治安維持に多大な影響を与えることから、海上警備の強化や外国船舶への立入検査等を強化し、テロの未然防止措置による平穏(平常)状態を維持していく必要がある。一方で、我が国の社会経済活動を支えるエネルギー資源、生活関連物資の殆どは海上物流に依存しているため、船舶が円滑かつ安全に航行できるよう、時々刻々変化する航路航行に関するIT技術を駆使した情報の迅速な提供、悪化した気象・海象下においても良好な視認性、耐久性を有する航路標識の整備等を進めていく必要がある。また、海洋を生活の糧とする漁船における海中転落事故が、昨年においては全死者・行方不明者数の約6割を占めて(次いで、プレジャーボート、一般船舶)おり、人命財産の保護を図る観点から、海難防止思想の普及、万が一の事故の際にも延命率を高く保つこととなるライフジャケットの着用推進、救助体制・救急体制の強化等を図っていく必要がある。

(効率性)
 業績指標に掲げるいずれの施策も、事件・事故の未然防止や一旦発生してしまった事件・事故の即応体制という両面からの安全施策となっている。また、これらの施策は、巡視船艇・航空機による警備、監視、航行安全指導、職員(海上保安官)による情報収集、指導、関係機関(行政機関、民間団体)との連携強化といった業務を多数兼務するという費用を抑えた体制の中で進めており、個々の施策に効率的に保有勢力を投入している観点から、各施策は効率的であると評価できる。

(有効性)
 業績指標のうち、特に治安的側面の施策である国内におけるテロ行為の未然防止に関して、目標値である海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数0件を維持しており、巡視船艇等を活用した警備実施、関連情報の入手、関係行政機関との連携等が有効に機能していると考えられ、また、薬物・銃器の摘発件数もわが国全体の国外からの流入量は不明であるものの、平成17年からは平均摘発実績が概ね増加傾向にあり、監視取締り体制(平成21年は約4100件の立入検査を実施)や情報収集体制、関係機関との連携等がわが国への薬物・銃器の流入量の減少に効果を上げているといえることから、目標に対して有効に施策を実施できたことと評価できる。なお、平成21年度実績値において、目標達成に向けて順調に推移していない「海難及び船舶からの海中転落における死者・行方不明者数」等の業績指標に関しては、ライフジャケット着用推進に向けた啓発活動や通航船舶への確実な情報提供等の施策を日々着実に実施しており、この結果、死者・行方不明者等の増加を抑止していることから、これら施策については一定の有効性が認められる。

(反映の方向性)
 各業績指標の平成21年度実績値において、目標達成に向けて順調に推移していない「海難及び船舶からの海中転落における死者・行方不明者数」を減少させるためには、自然発生要因(台風等の気象・海象)が影響するものの、救助・救急体制の充実(海難情報の早期入手、迅速かつ確かな機動救難体制)及び海域利用者個々の意識向上(自己救命策確保、海難関係情報の当庁への速報)の双方を推進していくことが不可欠であることから、今後も、船艇・航空機の効率的運用、自治体、海運・漁業関係機関等からの情報収集、連携の更なる充実・強化を図る。また、「ふくそう海域を閉塞するような大規模海難の発生ゼロ」を再び達成するためにも、平成21年に改正された海上交通安全法及び港則法により業務が拡大、高度化された海上交通センター等のソフト、ハード両面の体制強化を進め、船舶への効率的、かつ有効な情報提供の強化を図る。

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値	実績値			目標値	達成目標・指標の設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
船舶交通の安全と海上の治安を確保する	薬物・銃器密輸事犯の摘発件数	件	15.6 13年～17年の平均	19.6	20.6	20	22.0 18年～22年の平均	過去10年間における指標の最高値は平成11年の22.2件であり、初期値である平成17年の指標は15.6件である。平成18年の摘発件数は、過去の指標の最高値とほぼ同数の22件であったものの、近年の犯罪組織の複雑化、広域化、犯罪手口の巧妙化等により、薬物・銃器事犯の摘発は今後も益々困難になると考えられる。しかしながら、この種の水際対策は、我が国の治安対策上、極めて重要であることを考慮し、当面の業績指標の目標値を過去最高値の指標とほぼ同数の22.0件とする。
	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	件	0 14年度	0	0	0	0 毎年度	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数0を長期的に維持することを目標とする
	海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数	人	276 17年	225	274	282	220人以下 22年	過去のデータを用いて回帰分析を行うと、従来からの施策が継続された場合、平成22年は、死者・行方不明者数が281人と試算される。さらに、救命胴衣の着用率の向上、海難救助体制の強化によるレスポンスタイムの短縮等により約60人低減させることとし、平成22年までに死者・行方不明者数を220人以下とすることを目標とする。
	ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数	件	0 14年度	0	0	1	0 毎年度	過去の実績として、平成9年に東京湾でダイヤモンドグレース号の事故が発生して以来ふくそう海域における大規模海難は発生しておらず、毎年度発生数0件を目標とする。

別紙(13-4)

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	「経済財政改革の基本方針2009」	平成21年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を進め、「世界一安全な国、日本」を目指す。 また、犯罪の見逃し防止及び公衆衛生の向上のため、法整備に向けた動きも踏まえつつ、死因究明制に係る施策を着実に推進する。 ・海賊対策、海上保安の確保等海洋の安全、密輸阻止等の水際対策を推進する。
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・官民一体となった情報収集を強化するなど情報収集・分析体制を強化するとともに、関係機関が連携し、海空港等における監視体制の強化、背後関係を含めた薬物密輸組織の解明等に取り組むことにより、薬物密輸の水際阻止を図る。 ・密輸・密売手口の巧妙化に対応し、密輸・密売組織の中枢に打撃を加えるため、通信傍受、コントロール・デリバリー等の捜査手法及びシグニチャー・アナリシスを積極的に活用し、薬物密輸・密売実態の解明を図るとともに、その犯罪収益のはく奪を含め、関与者について厳正な刑事処分を促進する。
	「海洋基本計画」	平成20年3月18日	<p>我が国は、関係諸国との協力関係の強化等により、海上輸送路における航行の自由と安全の確保、周辺海域における安定した秩序の維持に努めているが、周辺海域における密輸・密入国、工作船等犯罪に関わりうる船舶の進入や航行の秩序を損なうような行為、海賊問題や大量破壊兵器等の海上輸送による拡散、周辺国海軍艦艇の活動の活発化等の我が国の海洋権益及び治安を損なう恐れのある事態の発生が、我が国の安全及び治安上の問題として懸念されている。このような問題に対応するため、制度上の整備を図っていくとともに、効果的かつ機動的な監視・取締り等を実施するため、関係機関の連携強化、装備等の着実な整備及び高性能化、人員の整備による体制整備をする必要がある。</p>
	「国際組織犯罪等対策に係る今後の取り組み」	平成15年9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・密航取締り体制を強化するため、情報の収集・分析及び機動的な広域捜査を推進する国際組織犯罪対策基地等の強化、ぐ犯国直航船舶に対する立入検査・監視のために必要な要員の確保を推進する。 ・視察内偵活動等の強化のための必要な捜査基盤等を整備していく。
	「第三次薬物乱用防止五か年戦略」	平成20年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物の乱用防止のためには、需要の削減を図るとともに、その供給を遮断することが肝要である。覚せい剤を始め、我が国で乱用される薬物のほとんどが、密輸入されたものと考えられることから、薬物の密輸を阻止するため、水際対策の徹底を引き続き図っていく必要がある。 ・不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、関係機関の連携の下、民間も含めた国内関係者からの情報収集を強化するとともに、密輸取締り体制の強化・充実を図ることが重要である。また、多様化する密輸ルートへの解明を図り、連携・協力も不可欠である。なお、麻薬の原料となりうる科学工業品についても適切な貿易管理が必要である。
	第162回国会 施政方針演説	平成17年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・テロの脅威が世界的に高まっている中、警察官が航空機に同乗するスカイマーシャルを導入するとともに、国際便の乗客名簿を基に入国前に不審者を電子的に照合するシステムの運用を開始しました。本年4月からホテル業者による外国人宿泊客の本人確認を徹底するなど、テロの防止対策を強化
	第164回国会 施政方針演説	平成18年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。
	テロの未然防止に関する行動計画	平成16年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、外務省、警察庁、法務省、公安調査庁、海上保安庁その他の関係省庁は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用にも努めることとする。
	「第八次交通安全基本計画」	平成18年3月14日	平成22年までに年間の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者を220人以下とする。
	社会資本整備重点計画	平成21年3月31日	ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数。